

地方社会保険事務局 御中

厚生労働省保険局医療課

訪問看護療養費及び老人訪問看護療養費に係る届出の周知徹底について

健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者に支給される訪問看護療養費又は老人訪問看護療養費（以下「訪問看護療養費等」という。）の「24時間連絡体制加算」又は「重症者管理加算」の算定に係る届出の取扱いについては、これまでも「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成14年3月8日付保医発第0308009号厚生労働省保険局医療課長通知）により示してきたところですが、先般、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受け、介護保険に関する届出を行ったのみで、医療保険の訪問看護療養費等に係る「24時間連絡体制加算」の算定に必要な施設基準の届出を行っていなかった訪問看護事業者が見られました。

当該加算の施設基準の届出は、指定訪問看護事業者が責任を持って行うべきものですが、指定訪問看護事業者が必要な手続を遺漏なく行うことができるよう、下記のとおり、御協力方よろしくお願いします。

記

都道府県介護保険担当部局において、介護保険の指定居宅サービス事業者の指定申請を受理する際などの機会をとらえて、訪問看護療養費等の加算に関する施設基準の届出について説明する等の周知を行うことができるように、別添を参考として、訪問看護療養費等の届出に関する説明に資する資料を作成し、都道府県介護保険担当部局に交付し、事業者への配布を依頼されたいこと。

また、地方社会保険事務局においても、訪問看護事業者に指定通知書を交付する際に併せて当該資料を交付するなど、訪問看護療養費等の加算に関する施設基準の届出について周知を図られたいこと。

## 指定訪問看護事業者の皆様へ

介護保険法第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定又は同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受けた方(いずれの場合も、訪問看護事業を行う者に限ります。)については、健康保険法第88条第1項の規定による指定訪問看護事業者の指定を受けたものとみなされます。

ただし、医療保険の訪問看護療養費又は老人訪問看護療養費について、次の加算等を算定する場合については、別途、地方社会保険事務局への届出が必要になります。(都道府県に対する介護保険に関する諸届出とは別に届出が必要ですので、十分ご注意ください。)

### 1. 訪問看護基本療養費(Ⅱ)に関する届出

- 1) 届出先 地方社会保険事務局
- 2) 届出様式 (様式1) (老人)訪問看護療養費(Ⅱ)に係る届出書

### 2. 24時間連絡体制加算に関する届出

- 1) 届出先 地方社会保険事務局
- 2) 届出様式 (様式2) 24時間連絡体制加算・重症者管理加算に係る届出書

### 3. 重症者管理加算に関する届出

- 1) 届出先 地方社会保険事務局
- 2) 届出様式 (様式2) 24時間連絡体制加算・重症者管理加算に係る届出書

その他、届出事項に変更があった場合、健康保険法に規定する指定訪問看護事業者の指定を受けない場合、健康保険法に規定する指定訪問看護事業者の指定のみを受ける場合等についても、地方社会保険事務局あてに届出を行っていただくようお願いいたします。

(詳しくは、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続の取扱いについて」(平成14年3月8日付保医発第0308009号厚生労働省保険局医療課長通知)を御覧ください。)

< 問い合わせ先および書類の届出先 >

〒@@@-@@@@

住所 @@@市@@町@-@-@

名称 @@@社会保険事務局 @@@課 @@@係

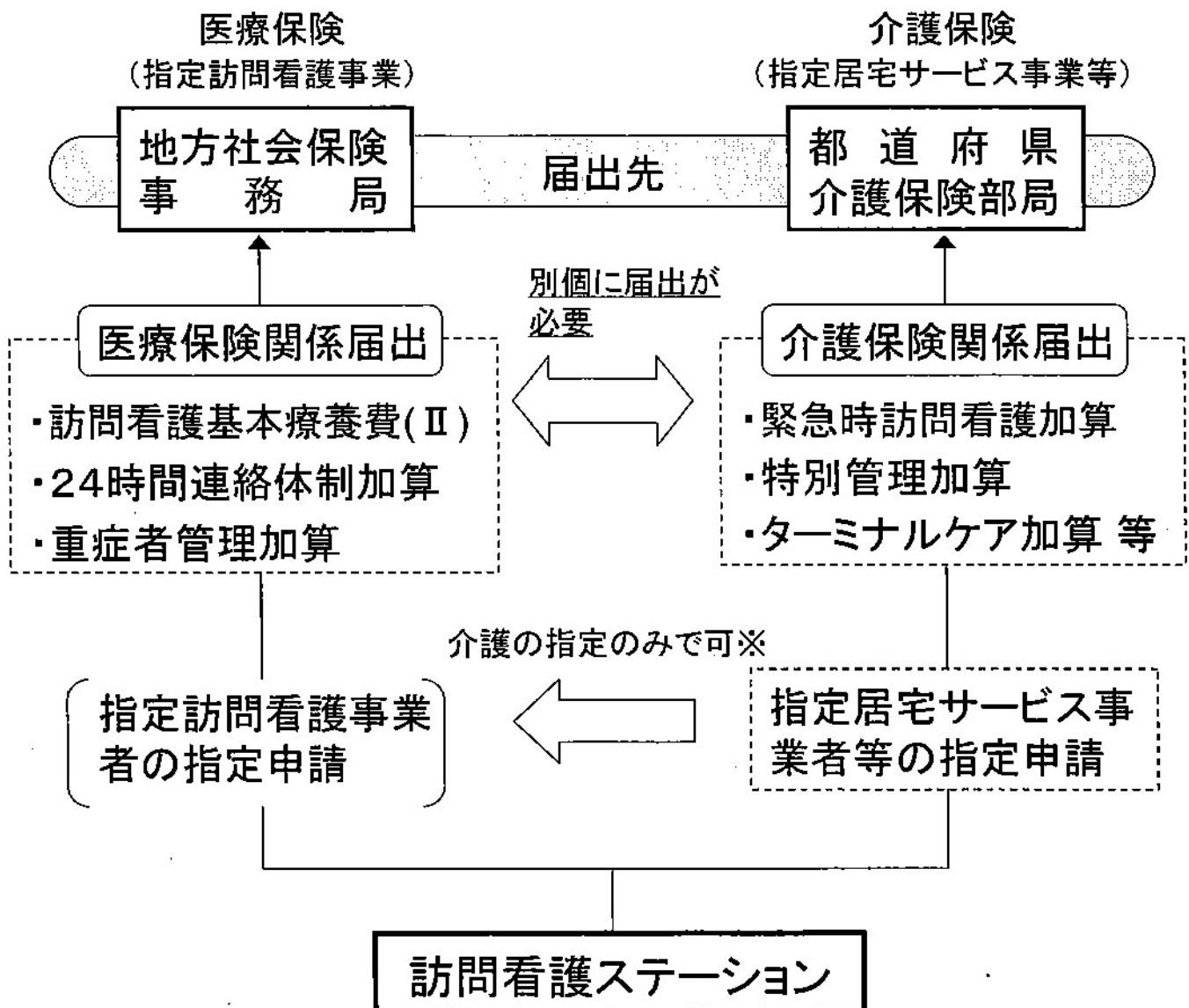
電話 @@@-@@@@-@@@@@

# 訪問看護に係る届出について

○訪問看護については、医療保険と介護保険とがあります。

○介護保険の指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者(指定居宅サービス事業者等)の指定を受ければ、医療保険の指定訪問看護事業者の指定を受けたものとみなされます。

○届出は、医療保険関係は地方社会保険事務局に、介護保険関係は都道府県介護保険部局へ別個に行っていただく必要があります。



※ 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定を受けた方は、指定訪問看護事業者の指定を受けたものとみなされるため、医療保険について別個の指定申請は不要です。(健康保険法第89条第2項。医療保険についてみなし指定を不要とする申出をした場合を除く。)